

【信託契約代理業に関する表示】

■信託契約代理店

商号	株式会社福島銀行
登録番号	東北財務局長（代信）第12号

■所属信託銀行

商号	みずほ信託銀行株式会社
----	-------------

【信託契約代理業に関する表示】

■信託契約代理店における取扱店舗

取扱店舗	福島銀行本店営業部
------	-----------

特定金銭信託・特定金外信託 年金信託

取り扱っている信託商品について、次の点にご留意
頂きますようお願いいたします。

-
- 預金商品ではありません。
 - この信託には元本補填および利益補足の特約はありません。
 - 信託財産に属する有価証券の価格変動、市場金利の変動などによって、元本欠損を生じる可能性があります。
 - 信託財産に属する有価証券の発行者または余裕資金の運用先の信用状況の悪化（破綻、債務不履行等）などの理由により、元本欠損を生じる可能性があります。
 - この信託の中途解約は原則としてできません。また、受益権の譲渡、質入れはできません。

みずほ信託銀行の商品であり福島銀行は契約締結の媒介を行います。

福島銀行